

## 平成27年度 国風第一幼稚園預かり保育(ホームルーム)について 20154

### 1 預かり保育(ホームルーム)のあらまし

お仕事をお持ちのお母様や、急な用務により保育終了後お子様と一緒に過ごすことの出来ないときにお役に立てることを目的として、通常の保育終了後、午後4時までもしくは午後5時までの預かり保育を行うものです。

### 2 預かり保育の種類及び料金

#### ① 月単位で(一定の期間継続して)行う場合

(例えば、お母様がお仕事をされている場合にご利用下さい。)

A. 4時00分まで毎日 月額3,300円

B. 5時00分まで毎日 月額5,500円

- ・ 4時までの方が5時までに延長する日は、差額220円を頂きます。
- ・ 名古屋市在住者で月額契約者の預かり保育の保育料は、名古屋市の補助金の対象となります。詳しくは『3 補助金の交付について』をご参照ください。(但し、名古屋市の予算状況等により、この制度が改廃される場合がありますので、あらかじめご了承ください。)
- ・ 冬休み、春休みの預かり保育は月単位の預かり保育の方に限り参加することが出来ます。

#### ② 一日単位で行う場合

(例えば、急な用務により出かけなければならなくなった場合にご利用ください。)

C. 4時00分まで1回 1日330円

D. 5時00分まで1回 1日550円

- ・ バス通園の方で、降園時にバス停にお迎えのない場合、園児さんの安全のため一旦幼稚園までお連れし、預かり保育としてお預かりします。改めて幼稚園までお迎えをお願いします。
- ・ 徒歩通園の方で、定められた時刻にお迎えのない場合、園児さんの安全のため預かり保育としてお預かりします。
- ・ 預かり保育料金は、お申込時の時間の区分にかかわらず、保護者の方のお迎えの時刻により、規定に従って集金させていただきます。

### 3 補助金の交付について(名古屋市在住者のみ)

#### ① 名古屋市の補助金について

2の①のA又はBの月単位で行う場合(名古屋市在住者)の保育料に対して、名古屋市私立幼稚園預かり保育補助金が交付されます。補助金額は、幼稚園児1人につき、毎月徴収する保育料の1/2相当の額(ただし、月2,000円を限度とし、10円未満は切り捨てる。)です。

#### ② 具体的な金額の計算

5時までの月単位契約者の保育料の場合補助金の額は、次のとおりです。

##### a. 毎月徴収する保育料の1/2相当の額の計算

$$5,500円 \div 2 = 2,750円$$

##### b. 限度額 2,000円

##### c. a又はbのいずれか低いほうの金額

2,000円が補助金額となります。

##### d. 実質的な負担額

名古屋市の補助金が交付されることにより、5時までの月単位契約者の保育料の実質的な負担額は、

$$5,500円 - 2,000円 = 3,500円 \text{ となります。}$$

同様に、4時までの月単位契約者の保育料の実質的な負担額は、1,650円です。

③ 申請手続き

補助金の申請にあたって、保護者は所定の書類を提出して頂きます。

申請の時期、書類などについては、後日お知らせ致します。

④ 補助対象外

1日単位の預かり保育及び夏期特別預かり保育については補助金の対象とはなりませんのでご承知ください。また、名古屋市以外にお住まいの方は対象外となります。

#### 4 預かり保育の実施日

原則として、国風第一幼稚園の開園日。

1及び2学期の始業式と終業式、運動会及びバザーの前日、3学期の終業式、新入園児身体検査日（いずれも半日保育）並びに冬休みと春休みの一部の預かり保育は、お弁当持参で実施します。

夏休み・冬休み・春休みの預かり保育の実施日は、後日年間行事予定でお知らせします。

冬休み・春休みの預かり保育は月単位申込者限定です。

夏休み、冬休み及び春休み期間中は1日単位の預かり保育は実施しません。

夏休み期間中に行う『夏期特別預かり保育』については、後日お知らせします。（希望者が多い場合は、月単位のホームルームの方を優先して受付いたします。）

#### 5 預かり保育のお休み

① 国風第一幼稚園の休業日のため預かり保育を実施しない日

日曜・祝日・土曜日・行事等の代休日（運動会等の代休）

② ①以外の預かり保育を実施しない日

入園式・3学期の始業式・親子遠足・運動会・バザー・お遊戯会・卒園式・夏休み中の山のくらしとお盆休みの期間・冬休み中の年末年始・春休みの3月末から4月始業式まで・その他特別な理由で預かり保育を実施しない日。

詳細及びこの休業日以外で預かり保育を実施しない日については、行事予定などでその都度お知らせします。

#### 6 預かり保育の登録と申し込みの方法

① 月単位で（一定の期間継続して）行う場合

まず、書面により月単位預かり保育の登録をしていただきます。所定の用紙に必要事項をご記入の上、担任の先生にお申し出ください。

代金は、毎月初めにお渡しする集金袋にお釣りのないように入れて、幼稚園にお出しください。

日々の預かり保育の利用日を、バスキャッチで申し込んでください。申し込みは1日単位と曜日単位で出来ます。

預かり保育の利用日を申し込んだ後、中止する場合は、バスキャッチでキャンセルしてください。

バスキャッチでの利用申し込み及びキャンセルは、当日の午前7時30分までにお願ひします。それ以降は、お電話で幼稚園までお申し出ください。

② 一日単位で行う場合

書面による事前の申し込みの必要はありません。

預かり保育の利用日をバスキャッチで申し込んでください。

代金は利用日に担当者にお支払いください。

預かり保育の利用日を申し込んだ後、中止する場合は、バスキャッチでキャンセルしてください。

バスキャッチでの利用申し込み及びキャンセルは当日の午前7時30分までにお願ひします。それ以降は、お電話で幼稚園までお申し出ください。（052-524-0592）